

令和元年8月6日環境生活委員会 開催状況

開催年月日 令和元年8月6日(火)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 アイヌ政策監 長橋 聡
 アイヌ政策推進局長 永浦 政司
 アイヌ政策課 丹羽 浩二

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針（素案）について</p> <p>ただ今報告のありました「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針（素案）」について何点か質問させていただきます。</p> <p>（一）先住民族アイヌの抑圧の歴史について</p> <p>5月24日アイヌ施策推進法が施行され、「先住民族の権利に関する国際連合宣言の趣旨を踏まえ、並びに過去の国会決議及び本法に基づき、アイヌ施策を推進するに当たっては、我が国が近代化する過程において多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実を厳粛に受け止め、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること」との附帯決議がつけられております。</p> <p>アイヌ民族の血を受け継ぐ北大研究員の方が「北海道命名150周年。それはアイヌ民族が土地、鮭、鹿を採る生業を奪われてきた時間」だという発言と受け止めをされているという風に報道されております。</p> <p>ところが、北海道の方針には、こうした観点がほとんど示されていないのではないかと考えるところです。私は、未来志向でこの施策が推進されていくものだと考えておりますけれども、その未来をどのように選択するののかというのは、歴史をどのように認識するか、そこに大きく関わってくる問題だと考えているので、このアイヌ民族抑圧の歴史、具体的事実に関する道としての認識を、あらためて伺うとともに、道の方針にどう反映させていくのか伺いたいと思います。</p> <p>（二）歴史の事実の解明等について</p> <p>明治政府による開拓史を置いて近代化をしていく、その前まではアイヌ民族は交易の民族として、海外と非常に友好的な関係を築きながら、優れた国際交流をしていた民族だと私は認識しております。ところが、明治政府によって仕組みが作られて、土地が収奪をされ、言語、生活習慣、名前など同化政策が次々と進められる中で差別が生まれてきている。これが歴史なんだと思います。</p> <p>基本方針に示された「歴史の事実の受け止め」、その違いが出てくるかによって、今後の歴史教育、施策の方向に大きな違いが生じるわけです。どのようにして史実を解明していこうとするのか、また、抑圧の歴史に鑑みて、謝罪が必要ではないかという声も出てきておりますけれども、道はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>（アイヌ政策推進局長）</p> <p>道方針についてでございますが、我が国の先住民族であるアイヌの人たちは、明治期以降、鮭や鹿の捕獲が禁じられるなど、生活の糧を得る場を狭められ、また、日本語の使用を余儀なくされるなど、独自の文化が制限されるなどしてきたという、歴史的な事実があったものと認識しております。</p> <p>こうした中、本年5月、アイヌ施策推進法が施行され、国におきましては、先月29日に、内閣官房長官を本部長といたしますアイヌ政策推進本部を開催し、法に規定する基本方針案を決定したところでございます。</p> <p>国の基本方針を踏まえた都道府県方針の策定にあたって、道といたしましては、法の趣旨を踏まえ、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図るため、地域振興や産業振興などを含め未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することによりまして、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図ることを目標としたところでございます。</p> <p>（アイヌ政策課長）</p> <p>歴史認識などについてであります。平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」では、我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたとの歴史認識が示されているところであります。</p> <p>本年5月に施行されたアイヌ施策推進法では、その附帯決議に「我が国が近代化する過程において多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実を厳粛に受け止める」とあり、また、国の基本方針案には、アイヌ施策の意義として、こうした歴史的事実を厳粛に受け止め、アイヌ施策を進めていく必要があるとしているところであります。</p> <p>道におきましては、引き続き、こうした歴史認識を含め、</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(指摘)</p> <p>歴史的事実を厳粛に受け止めると、さらに道民に正しい理解の促進に努めるために冊子を作っているとのことですが、この「アイヌ民族を理解するために」という冊子が、年間2,000部の作成、それから配布の仕方なんですけれども、配布をしているようですが、そこからの新たな貸し出しということには取り組まれておられないと聞いております。また、学校用に小学生と中学生に副読本が配布されておりますけれども、これも全員に渡るわけではないです。先程、青少年の育成条例の関連でリーフレットを小学生6年生全員に渡すこと、リーフレットですからボリューム的には全然違いますけれども、でも全員に渡すということで全員に知らせていくという、こういう形をとっているのですから、私はこここのところはこの啓発、そして知っていくという点では十分な取組ではないのではないかと思う訳です。ですから、そここのところでは改善を図るよう求めておきたいと思います。</p> <p>(三) 権利保障について</p> <p>次に国連宣言では、猟漁の方の猟、獣の方の猟と魚の方の漁など46の権利をうたっています。一方、アイヌ新法では、文化普及啓発など3つ権利のみに留まっています。これで果たして国際スタンダードと言えるのでしょうか。道の方針は、さらに狭いと言わざるを得ないと思います。先住民族として「先住権なき」新法という批判がある中で、先住民族の権利に関して、十分保障された内容とお考えでしょうか。</p> <p>(指摘)</p> <p>大きな一歩となったということは私も賛同します。しかし、もっとも大事な土地の所有権に関しては、日本の中では議論すらされていないのではないかと思います。土地は生業の資源を生む海などがあつた訳ですけれども、明治政府によって居住地であっても官有地として没収されている。国の所有物となり、それが倭人に払い下げられて、資力のある資本家や地主、会社や組合などに払い下げをされて、私有化されていったという歴史があります。そうであるならば、本来先住民族としての権利を認めるのであれば、土地の所有を戻すということ、あるいは補償するということが必要になってくるのではないかと思うのですけれども、残念ながら、そここのところに言及されていない限界があるということ、今回は指摘だけしておきたいと思います。</p>	<p>アイヌの人たちの歴史や文化についての啓発冊子を配布し、あるいはホームページに掲載するなど、道民への正しい理解の促進に努めてまいります。</p> <p>(アイヌ政策課長)</p> <p>国連宣言などについてであります。平成19年9月の国連総会における「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は、平成20年6月の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択される契機となったものであり、その意義は大きいものと認識しております。</p> <p>道といたしましては、我が国の先住民族政策の根拠となる総合的な法律の制定について、これまで北海道アイヌ協会とともに国に要請してきたところであり、この度、アイヌの人たちを「先住民族」と位置づける法律が制定されたことは、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上が図られ、民族の誇りが尊重される社会の実現に向け、大きな一歩となるものと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 文化に関する認識について</p> <p>そこで生業を奪われたアイヌ民族にとって、どういう風にこれからのことを考えていくかということなんですけれども、文化振興ということに力点が置かれていると思います。</p> <p>文化とは、生活と生業も含めた基盤の上に成り立つものではないかと考えるものです。アイヌ民族の歌や踊り、刺繍などだけにとどまることなく、生活と生業を含めて、経済活動を含めて文化が存立するのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。</p> <p>(再質問)</p> <p>やはり生業であると言いながらも、文化振興が中心となっていると受け止めざるを得ない訳ですけれども、このアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の提言の中でおっしゃられている、民族固有の生活様式の総体と考えるべきという部分については、この生活様式の総体の中には生業は含まれるということで、よろしいでしょうか。</p> <p>(指摘)</p> <p>生業も含まれるということなので、今後、文化振興だけではなく、そこのところもしっかりと政策として反映をしていくことになるんだと思います。</p> <p>(五) 教育・生活支援について</p> <p>次に教育・生活支援についてですけれども、アイヌの人々は進学率が低いこと、それから生業を奪われたことによる生活の困難などこれまでも大きな課題となってきました。教育支援としての給付型奨学金の創設や、エカシやフチへの手当創設も必要と考える訳ですけれども、この度の交付金で可能となるのでしょうか。</p> <p>(指摘)</p> <p>教育支援の方では、国の方も一般施策として、アイヌにかかわらず底上げを図っていくという施策をとっております。それに加えて、アイヌの人たちの大学進学については貸付の制度があります。しかし、それが不十分だから進学率が上がって来なかったのではないのでしょうか。</p> <p>私はやはり、そこところは、しっかりと別の形で支援しなければ、同じようにいかないのではないかと思います。</p> <p>それで中学生向けの副読本によりますと、どうしてこう</p>	<p>(アイヌ政策課長)</p> <p>アイヌ文化についてであります。平成21年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の提言では、アイヌの人々の文化の復興の対象は、言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、民族固有の生活様式の総体と考えるべきとしております。</p> <p>国では、このたびのアイヌ施策推進法の検討に際し、有識者懇談会の提言を踏まえるとともに、アイヌの人たちとの意見交換において、アイヌ文化の伝承が担い手の生業となるような施策や、アイヌ伝統工芸品の原材料を確保するための施策など、アイヌ文化振興のための環境整備に対する要望についてお聞きしているものと承知をしております。</p> <p>(アイヌ政策課長)</p> <p>生活様式の中には、そういったものは含まれていると考えております。</p> <p>(アイヌ政策課長)</p> <p>教育や生活支援についてであります。国では、修学資金などの教育支援等について、道が行ってきた生活向上施策に引き続き財政支援を行うとしており、さらに、この度の法に基づく新たな交付金制度によって、各地域の創意工夫に基づく生活支援や文化振興の取組を支援するとしております。</p> <p>具体的には、アイヌ文化の伝承に携わる人々の生業を支援するアイヌ文化のブランド化の推進や、原材料の確保のほか、地域住民の交流の場となる多機能型交流施設の整備、コミュニティ活動や観光振興支援のためのバス運営、さらには、アイヌ文化を担う子どもたちの学習支援などが示されており、アイヌの人たちの生活向上に資する施策を進めていくとしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>いうことになっているかなと思ったのですが、教育の特徴として、倭人児童とは別にされて土人学校と呼ばれた特設アイヌ学校が設置された。また、学校ではアイヌ語やアイヌ風の生活が禁止され、日本語や倭人風の生活週間を身につけることが強いられた。また、倭人の義務教育は6年間に延長されたが、アイヌ児童は4年とされ、就学年齢も1年遅れであった。修身と国語が重視されたため、地理、歴史、理科の教科がないなど教育内容にも倭人児童との間に格差があり、アイヌ民族の不満は大きなものであったとあるのですが、これが歴史的にまだ引き継がれていて解消されていない段階ではないかと思えます。</p> <p>そうした差別を受けた中ですから、やはりここにはしっかりとした支援が、これまでで進学率は幾分かずつは上がってきていますけれども、それを同じになるまでしっかりと支援するということが必要ではないかと思えます。そのことは指摘しておきます。</p> <p>(六) 慰霊について</p> <p>慰霊についてですけれども、報告のありましたウポポイの視察に行った時に、慰霊の施設が設置をされたということで私どもも見てまいりました。その時に確認をさせていただいたのですが、この伝統的な儀式の中でも慰霊については非常に重要な位置を占めることになるのですが、現地ではこれまで慰霊を行われた土地ではないと、景色の良い高台という理由で作られたという説明を受けました。しかし、鷲ノ木遺跡のように、やはり何を大事にするか、何にその力をもらうかということで祭事を行う土地が決められてきたわけだが、そうしたことを尊重していないのではないかなと、行って感じました。</p> <p>それから、遺骨返還に象徴されるように、住んでいる土地で土に返すという考え方がアイヌ民族の考え方だと承っておりますけれども、それを尊重することが必要ではないかと思えます。この問題は、これまでも私は質問してきているわけですが、慰霊施設を設置しても、各地域に住まいしていたアイヌ民族に関しては、十分な話し合いと、意向の尊重が必要ではないかと思えますけれども、どのように取り組まれていくのか伺います。</p> <p>(再質問)</p> <p>アイヌの人たちの意向を尊重するということが答弁がありましたけれども、今でも遺骨の返還を求める訴訟が続いていたり、先日新聞報道された例では、北大に納骨堂があって、その納骨堂を残して欲しいという方や、そこにある遺骨を集約しないで欲しいという方たちなどがおられます。強制集約とならない対応が必要ではないかと思えます。答弁でも、アイヌの人々の意向の尊重を基本にするとお答えありましたが、強制集約とならないような対応、特に配慮されるべきではないかと思えますけれども、重ね</p>	<p>(アイヌ政策課長)</p> <p>アイヌ遺骨等の取扱いについてであります。国においては、過去に発掘・収集され、現在、大学等で保管されているアイヌの遺骨等について、関係者の理解と協力の下、アイヌの人たちや出土地域への返還を進め、直ちに返還ができない遺骨等については、ウポポイの慰霊施設に集約をし、アイヌの人たちによる尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、受入体制が整うまでの間、適切な管理を行うこととされております。</p> <p>道といたしましては、アイヌ遺骨等の返還が早期に実現するよう、引き続き、国に働きかけるとともに、アイヌの人たちやその精神文化が尊重され、アイヌの人たちの意向を踏まえた尊厳ある慰霊が着実に進むよう、国の取組に協力をしてまいります。</p> <p>(アイヌ政策課長)</p> <p>アイヌ遺骨等の取扱についてであります。国におきましては遺骨返還集約に当たって、アイヌの精神文化を尊重する観点から、可能な限り多くの方々にも納得いただけるよう丁寧な説明等行うことが必要であり、アイヌの人々の意向を最大限尊重することとしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>て伺います。</p> <p>(指摘) 最大限の尊重ということなので、それを実行に移していただきたいと思います。</p> <p>(七) アイヌ施策推進に必要な事項等について 今後の施策についてですが、「国連人権関係諸機関による勧告や諸外国における先住民族政策の状況にも留意する」というふうに明記されているが、その深さや広さが問われているのではないかと考えるところです。ウポポイというハードが優先されて、先住民族としての復権の取組が、後景に追いやられたり、ないがしろにされてはならないと考えます。道は抑圧された側からの史実にしっかり向き合って、施策を進めなければならないと考えますが、アイヌ政策監のお考えを伺います。</p> <p>(指摘) 質問はこれで終わりたいと思いますが、2点指摘をいたします。 1点は、中学生用の副読本、それから道が作成された啓発冊子ですが、内容的に非常に優れていると感じました。まだまだ掘り起こさなければならない歴史というのはあると思いますが、こうしたことについては交付金事業含めて歴史の掘り起こしと、それを知らせていくということをもっときちんと取り組んでいく、ただ学校に送って、使われたかどうか分からないという状況ではなく、子供たちの学習に沿う形で提供されるということが重要だと思います。 もう1点は、アイヌ民族施策については、明治政府が侵略的行為を行って、差別と困窮が続いたという歴史に鑑みると、7月23日にハンセン病元患者家族訴訟の原告団と阿部首相は官邸で会って、その時にハンセン病患者が強いられた苦難と苦痛に対して、首相として政府を代表して直接謝罪をいたしました。原告以外の家族を含めた補償に向けて法整備を進めるという考えも表明した訳ですが、差別偏見の根絶へ政府一丸となって全力を尽くすということを約束をしたわけであります。 アイヌ民族の場合は先住民族と認められながら、土地の所有権については、そのままになっていて返還もされておられません。さらに抑圧と差別と偏見が続いているわけです。国際人権規約に照らしても、私はこれは、どの時点かにおいて、謝罪をしていく必要があると考えておりますので、そのことを申し上げて質問を終わります。</p>	<p>(アイヌ政策監) アイヌ施策の推進についてでございますが、アイヌの人たちは、明治期以降の国の様々な施策により、伝統的な生活や生産の手段を失い、貧困にあえぎ、また、近年に至るまで、いわれのない多くの差別を受けてきたという歴史的事実があったものと認識をいたします。 道といたしましては、アイヌ施策推進法制定の趣旨を踏まえまして、アイヌの人たちの歴史や文化に関する正しい道民理解の促進を図るとともに、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上と、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けまして、これまでの生活向上や文化振興施策の推進に加え、地域振興や産業振興・観光振興なども含め、アイヌ政策を総合的に推進してまいりたいと考えてございます。</p>